

10～12 世紀ユーラシア東方における「多国体制」再考

古松 崇志

はじめに

8 世紀半ばの安史の乱を契機として、ユーラシア東方は多極化の時代を迎えた。その後、唐が滅亡した 10 世紀初頭からモンゴルが出現する 13 世紀初頭⁽¹⁾までは、モンゴル高原東南部より勃興した契丹(遼)、ついでマンチュリア平原より勃興した金(女真)が、いずれも精強な騎馬軍事力を武器としてユーラシア東方に覇を唱えた。この時代、契丹・金はあいついで覇権を握ったとはいえ、唐・突厥・モンゴルのような大帝國を築くには至らず、いずれも中規模の版図にとどまり、宋(北宋・南宋)・高麗・西夏・西ウイグル・チベット(青唐)など複数の王朝・政權と並存して、ユーラシア東方は「多国体制」と呼ぶべき情勢となった。

遼金史を視野に入れた当該時代の歴史研究は、20 世紀初頭より日本で本格的にはじまった⁽²⁾。日本が大陸へ進出していく趨勢のもと、「満鮮史」・「満蒙史」研究における欠かすことのできない一部として、遼金史が重視されるようになった。これに対し、1930 年代には中国でも日本の満洲侵略に対抗する意味で、「満蒙」ならぬ中国「東北」の歴史・地理研究が本格的に着手されるようになる。

その後、20 世紀半ば以後には当該分野の研究は全般に下火となったが、1970 年代になると、欧米や台湾でこの時代の国際関係にかんする研究が進展し、アメリカで開催された学術会議をもとに編まれた論文集“*China among Equals: The Middle Kingdom and its Neighbors, 10th-14th Centuries*”として結実する(Rossabi1983)。「対等者のなかの中国」というタイトルに如実に表れているように、この論集は、Fairbank が提起して定説となっていた清朝に至るまでの中華帝國の「朝貢体制」・「中国的世界秩序」にたいし、宋代を中心とする対外関係の実証研究に則して異議を提出するねらいを持つものであった⁽³⁾。そして、こうした研究の中核にいたドイツのアジア史家 Herbert Franke は、モンゴル時代以前の東アジアにおいて多極化した国際関係を指して、先に言及した「多国体制 Multi-state System」と呼ぶことを提唱し、この時代を「盟約の時代 an age of treaties」と位置づけたのである(Franke and Twitchett1994)。ただし、この段階での研究の視角は、宋朝の対外関係の考察が中心で、遼金史については征服王朝論の影響が大きく、漢化の側面を重視するものだった。

一方、日本ではこの分野の研究は長らく重視されず、20 世紀中に出版された通史や講

座などで正面から取り上げられることはほとんどなかったが、ようやく 21 世紀に入ってから研究が活発化するに至った。日本における近年の研究は、遼金史を見直して宋朝を中心にきてきた中華史観を相対化するとともに、王朝間関係を双方向から見る視点を持つほか、西夏や高麗などをふくめた多元勢力に着眼することなどに特徴付けられる。さらに、王朝間関係の研究をつうじ、あらたな歴史像・時代像を描き出そうという試みがなされつつある。

これにたいし、中国における自国史としての中国史研究は、近年伝統的な「中国（中華）文明」の枠組を超えて、「漢族」だけでなく多様な民族が往来する多元世界の歴史として描かれるようになってきた。多元性の重視から多言語文献史料の活用も本格化している。こうした研究潮流は、10～12 世紀の中国史研究についてもあてはまる。宋だけでなく遼・金も中国史の一部として重要視されるようになって、遼金史研究が活性化しつつあり、狭い意味での中国史を乗り越えてユーラシア史の視角や内陸アジア史（中央ユーラシア史）研究の成果への注目も高まってきている。そして、こうした研究動向に呼応する形で、宋代の対外関係史を中心とする王朝間関係の研究もまた盛んに行われるようになりつつある⁽⁴⁾。欧米でも同様の研究が進められており、数は少ないながらも重要な論著がいくつか発表されている⁽⁵⁾。

本稿では、以上のような近年の研究潮流をふまえ、11 世紀初頭に契丹と北宋とのあいだで締結された澶淵の盟をはじめとして、多国体制下のユーラシア東方で複数の王朝が共存したしくみに着目し、盟約の締結、国境の画定・維持管理、文書の交換、使節の往還、使節が参加する儀礼、交易、天下観といった王朝間関係をめぐる諸問題にかんするこれまでの研究成果（おもに筆者を含めた日本における研究成果）を整理・検討して、現段階までの研究の到達点と課題を提示する。こうした作業をつうじて、この時代のユーラシア東方史の特質を明らかにするための足がかりを得ることを目指したい。

一 「ユーラシア東方史」をめぐって

本論に入る前に、今回（2019 年）の唐代史研究会夏期シンポジウムの共通テーマ「東部ユーラシア論を考える」にあわせ、本稿が設定する歴史地域枠組である「ユーラシア東方史」とは何かについて考える必要があるが、詳細は最近出版した拙著に譲り、ここでは紙幅の都合もあり、ごく簡単に紹介するにとどめる（古松 2020 序章「ユーラシア東方史と遊牧王朝」）。

ユーラシア東方とは、おおまかにはパミール高原以東を指す。従来の地域区分で言えば、東アジア、東北アジア、内陸アジア（中央ユーラシア）東部（北アジア）、東南アジア

アの一部を含んだ広大な範囲におよぶ。ユーラシア東方史という枠組を用いるねらいは、モンゴリア・河西回廊・チベット・東トルキスタン（新疆）などをふくむ中央ユーラシア東部の歴史と中国本土あるいは東アジアの歴史とが深くかかわりあいながら展開してきたことを重視して、中央ユーラシア史⁽⁶⁾と中国史（あるいは東アジア史）のあいだの境界をとりはらい、両者を接合することにある⁽⁷⁾。それによって、中央ユーラシアに出自する騎馬遊牧民の集団・王朝（遊牧王朝）とユーラシア最大の農耕地帯のひとつである中国本土に基盤を置く中国王朝（中原王朝）という二つの異なる類型の王朝国家の双方の歴史展開をひろやかにフラットに視野に入れ、その相互の対立・交流・融合、遊牧王朝による中国統合・支配、中国本土に拠点を置く王朝の中央ユーラシア進出といった多様な関係性を合わせて見通すことが可能となる。それとともに、その周辺にあった中小の王朝・集団といった諸勢力がいかにか存立し得たのかをあとづけ、ユーラシア史上では常態であった政治勢力の多元性を理解するためにも有効な枠組なのである⁽⁸⁾。

一方、ここで言うユーラシア東方と重なるような範囲は、これまで「東アジア」と呼ばれることが一般的であった。言うまでもなく東アジアは、日本の歴史学界では中国とその周辺を指す地域呼称として汎用されてきたもので、一国史（とくに日本史）の枠組を乗り越える試みとして、その学説史的な意義は大きい⁽⁹⁾。

東アジア史は、当初は日本と大陸との関係より構想されたことから、モンゴル高原やチベット高原の歴史を含まないものとして考えられることが多かった。これにたいし、堀敏一らが修正をくわえ、中国を中心とする東アジアの歴史は、「北アジアや中央アジアの諸民族」との関係抜きにしては考えられないことから、モンゴル高原・チベット高原・河西回廊以西の地域を含めた「東アジア世界」が提起された⁽¹⁰⁾。ただし、前近代の複数の歴史世界の並立を考えるさいに、東アジアは北アジアあるいは内陸アジアとは別個の並立する地域と考えられることが多く、内陸アジアを包摂する広い意味での東アジア世界の考え方は必ずしも広く受け入れられることはなかった。

くわえて、従来の論者によって提起された東アジア世界は、ほぼ例外なく中国王朝を中心として構想されてきた。中国王朝を中心と考える東アジア世界の歴史叙述では、伝統的な中華史観を踏襲することになり、モンゴル高原をはじめとする北方の遊牧王朝は周辺勢力として扱われることになる。そのため、中央ユーラシアの騎馬遊牧民の動向と中国本土の歴史展開とのかかわりを見ようとする場合には、東アジア世界という地域設定ではやはり不十分であると考ええる。

こうした中華史観の問題とは別に、現在の国域としては日本・中国・韓国の三国（あるいは北朝鮮を含めた四国）を東アジアとみなす一般的な通念もある。さらに、東アジアという地域概念には東方の海域をつうじた地理的なつながりが含意されていることが

多い。これらをあわせ考えれば、東アジア史のなかに、中国本土の支配者となることもあった騎馬遊牧民を輩出する中央ユーラシア東部の陸域（モンゴリア・河西回廊・チベット・東トルキスタンなど）の動向を含めてイメージすることは、一般的には難しいように思われる。あえて「ユーラシア」を冠したユーラシア東方を提唱するゆえんである。

繰り返し強調しておきたいのは、筆者の設定する「ユーラシア東方」は、中央ユーラシア史のアプローチと中国史（あるいは東アジア史）のアプローチとを、どちらかを中心とみなすことなく統合しようと試みる歴史地域枠組だということである。近年流行する「東部ユーラシア」は、ときに中国を中心とする歴史地域として構想される場合があるようだが、それならばかつての東アジア世界とあまり変わるところがない⁽¹¹⁾。「ユーラシア」を冠するからには、「ユーラシア史」の広い視野を持つ必要があるし、その鍵となるのが遊牧民とオアシス農耕民とが織りなしてきた「中央ユーラシア史」なのである。したがって筆者は、中央ユーラシア史の動向を無視したり除外したりした「東部ユーラシア史」あるいは「ユーラシア東方史」は成り立ちがたいと考えている。

二 契丹（遼）の覇権と澶淵の盟（10～11世紀）

（一）契丹の興起

安史の乱の勃発後、唐は往時の勢威を喪失する。結果として、760年代から830年代にかけてのおよそ70年あまりのあいだ、ユーラシア東方は、東に唐、北にウイグル、西にチベット（吐蕃）と、三国が鼎立する情勢となった（森安 2007）。9世紀に入ると、チベットが主導して唐およびウイグルとのあいだで会盟を結び（岩尾 2014）、安史の乱以来のウイグルと唐の友好関係をあわせて三国の平和共存が実現した。唐とチベットの会盟には、境界の画定や戦争の停止、対等な名分関係など、後述する10世紀以後の多国体制下における王朝間関係と共通する特徴が見られ、その先駆として注目される。しかし、この三国の平和共存は長くつづくことはなく、840年代にウイグルとチベットがあいついで崩壊したのにつづき、唐もまた解体局面に入った。875年に勃発した黄巢の乱はその趨勢を決定づけることとなった。こうして、9世紀後半までにユーラシア東方から広域を統合する大勢力は姿を消し、小さな地域ブロック単位の軍事勢力が分立するいちじるしい流動化・多極化の時代に入っていくことになる。

こうした状況にあった9世紀末から10世紀初頭にかけてのユーラシア東方で、モンゴル高原中央部（北モンゴル）と中原の双方の混乱を利して、そのはざまに位置するモンゴル高原東南部より浮上した新興勢力が、遊牧民の契丹であった。契丹のなかの迭剌部と呼ばれる部族に属した有力者の耶律阿保機が台頭してカガンを称し、ついには皇帝に

即位して国号を「大契丹国」とし、あらたな王朝国家の建設を成し遂げる。契丹は大興安嶺山脈南麓から遼河上流部の草原地帯を中心に勢力を広げ、遼東や華北の一部を支配下に入れる。その支配者集団は阿保機の一族を中核として契丹・奚の諸部族から成る連合体であった。それぞれの遊牧部族集団は遊牧地を与えられ、平時にはそこで季節ごとの移動生活を送り、有事には彼らを騎馬軍団として編成するなど、中央ユーラシアに特有の遊牧王朝としての性格を備えていた⁽¹²⁾。その一方で、皇帝が居住するオールド(天幕)に直属する精強な近衛軍団(および附属する私有民)を創設したほか⁽¹³⁾、中国王朝にならった官僚組織などを整備するとともに、駅伝制や文書行政制度を導入して、皇帝を中心とする集権的な支配体制を整備していった。くわえて、本拠地の草原地帯にはおもに華北北部から数多くの定住農耕民(一部旧渤海領から移住させられた渤海人の農耕民を含む)を移住させて都市・集落を建設し、耕地を開発して生産拠点とするなど、定住農耕民の生産力をとりこんで、遊牧・農耕の双方に立脚した複合的な王朝を建設したのである。

(二)10世紀の契丹・中原政権(沙陀系王朝～北宋)関係史

10世紀のユーラシア東方で、契丹とならぶ新興勢力として勃興したのがトルコ系の沙陀であった。9世紀後半の黄巢の乱を契機として、李克用の率いる沙陀連合体が代北(山西北部)を拠点に急成長を遂げた⁽¹⁴⁾。その後、この李克用が築いた沙陀軍団に由来を持つ一連の沙陀系政権(後唐・後晋・後漢・後周・北宋(初期))が中原をおさえて、北方の契丹と南北に対峙する構図となった。

10世紀初頭、カガン即位前から阿保機率いる契丹が南方の中国方面へ拡大し、農耕・遊牧境界地帯にあたる代北にも侵攻するようになって、契丹と沙陀という二つの新興勢力が対峙するに至った。そうしたなかで、905年(天祐2年)に契丹の阿保機と沙陀の李克用が雲州で直接に会見し、両者は兄弟の契りを結んで会盟をおこなった。のちの中原の文献によれば、このとき両者のあいだで、使節・礼物の交換が定められ、境界の設定がなされるなどしたらしい⁽¹⁵⁾。しかし、結局のところ両者の同盟は持続せず、阿保機は中原に拠った朱全忠の後梁と結び、契丹と沙陀政権(李晋・後唐)との関係は以後も対立が基調となっていく。

中原の沙陀政権はしばしば内部抗争が起こり安定しなかった。後唐の河東節度使の任にあった石敬瑭は、洛陽の中央政府にたいして叛旗をひるがえし、936年(天福元年)に契丹の援助を得て皇帝に冊立されて後晋を建国し、後唐を滅ぼすことになる。石敬瑭は見返りに中国本土北辺の燕雲地方(現在の北京・大同地区)を契丹へ割譲した。年少の契丹皇帝堯骨(太宗)が父、年長の後晋皇帝石敬瑭(高祖)が子となる父子関係(擬

制親族関係) をとりむすびつつ、両者はお互いを皇帝として認め、北朝・南朝と呼び合った。すなわち、本来ただ一人しか存在しないはずの天命を受けた天子たる皇帝が、相互に承認しながら複数並存するという新たな時代がここにはじまったのである。そして、後晋から契丹へ毎年 30 万匹の絹を歳贈として納めることにしたほか、正旦や聖節などの祝賀儀礼に参加するための定期的な使節を往来させ、両国間の国境を画定して逃亡者の受入を禁止した。

このときの両国の友好関係は、後晋が契丹にたいして臣従するもので、明確な上下関係があった。しかし、上に述べた両国関係の内容は、阿保機と李克用のあいだで一度は妥結した雲州会盟における同盟関係に遡るもので、いずれも後述する澶淵の盟でさだめる契丹・北宋間関係の原型として重要な意味を持つことは、毛利英介が明らかにしたところである (毛利 2006)。

石敬瑭が即位後わずか 6 年で亡くなって後晋政権が契丹にたいする臣従を破棄すると、契丹皇帝の太宗堯骨がふたたび中原へ親征して後晋を滅ぼし、国号を「大遼」として中原の統合・支配を宣言する。しかし契丹は恒常的な支配の確立に失敗して、堯骨は北方へ退却する途上で急逝した。この間隙について河東節度使の劉知遠が開封に入城して漢を建国したが (後漢高祖)、すぐに亡くなる。すると、禁軍の将である郭威がクーデタを起こし、国号を周と改めて即位する (後周太祖)。劉知遠の弟で河東節度使の任にあった劉崇 (即位後劉旻と改名) は後周を承認せず、太原で即位して劉知遠の漢王朝の存続を宣言する (北漢)。後周と対立する劉旻は契丹に援助を求め、契丹皇帝より正式に皇帝に冊立された。この契丹・北漢関係は、契丹・後晋関係の再現であった (毛利 2013B)。以後 30 年にわたり、契丹の援助を受けた北漢は、河南に拠った後周・北宋と対抗することになる。北漢も後周・北宋もいずれも李克用にはじまる沙陀連合体に淵源を持つ軍事勢力を基盤とする王朝であったが、このときの南北対抗はその正統性をめぐる争いであり、契丹は北漢を正統政権として認めたことになる (毛利 2006)。

その後、950 年代から 60 年代にかけて、後周の二代皇帝の柴榮 (世宗) とつづく北宋の初代皇帝の趙匡胤 (太祖) が対外積極策に出て、中国統一への地歩を固めていく。柴榮は、959 年 (契丹・応暦 9 年、後周・顯徳 6 年) に幽州奪還を目指して北方遠征を敢行し、河北の一部を回復する。10 世紀前半の中原政権は、基本的には一貫して契丹に押し込まれる形勢がつづいたが、この時期に契丹政権に内紛があったこともあり、中原政権がぎゃくに攻勢に出ることが可能となったのである。

そして、北宋太祖は南方を攻略していく過程で、北の契丹との両面作戦となるのを避けるべく、974 年 (契丹・保寧 6 年、北宋・開宝 7 年)、両国のあいだで初めて対等な関係で講和が成立したのである。この和平関係は 979 年の北宋太宗 (趙光義) による北漢

親征までのわずか4年ほどしか続かなかったが、30年後に澶淵の盟で契丹・北宋間に成立する対等な友好関係の直接の先例としての意義をもつ。

なお、10世紀半ばごろまでのユーラシア東方の国際情勢を考えるうえで、契丹と江南の南唐や呉越とのあいだに活発な交流があったこともまた重要であり、中原政権を牽制するための政治的な関係というばかりでなく、交易や文化交流としての意義もあった。日野開三郎の先駆的な研究により、文献史料にもとづく基本的な史実はつとに明らかにされたが（日野 1941）、近年は新発見があいつぐ契丹や呉越の遺跡・文物にもとづく考古学・美術史からのアプローチによる研究が進展しつつあり⁽¹⁶⁾、今後これらをふまえた交流史の研究の深化が期待される。

(三) 澶淵の盟と契丹・北宋関係

北宋は初代太祖の死後、弟の趙光義が後を嗣ぐ（太宗）。太宗は兄が未完のままに終えた統一事業を受け継ぎ、979年（契丹・保寧11年、北宋・太平興国4年）には北漢を滅ぼして中国本土のいちおうの統一を成し遂げる。勢いに乗った北宋は、幽州奪還を目指して、この年および986年（契丹・統和4年、北宋・雍熙3年）の二度にわたって燕京への遠征を企てたが、いずれも壊滅的な敗北を喫してしまう。その後、契丹が北宋にたいして基本的には優勢に立ちながらにらみ合う局面が20年近くつづくことになる⁽¹⁷⁾。

事態が大きく動いたのは1004年（契丹・統和22年、北宋・景德元年）のことだった。契丹の承天皇帝太后燕燕（前皇帝景宗明辰の皇后）・聖宗皇帝文殊奴の母子がみずから大軍を率いて、北宋領内へと大挙侵攻したのである。北宋の都開封からほど近い黄河のほとりの澶州の地で、ときの皇帝の真宗趙恒が率いる北宋軍がこれを迎え撃って対峙したところで、両国間で和平交渉が進められ、最終的には盟約が締結されることになる。史上に名高い澶淵の盟である⁽¹⁸⁾。この盟約の締結により、契丹と北宋の長きにわたる対立関係に終止符がうたれた。このとき確立した両国の平和共存は、以後百年以上にわたって維持されたのである。

盟約は両国皇帝のあいだで誓書と呼ばれる文書を交換することで成立した。誓書は軍事的に屈服した北宋皇帝が先に作成・提出し、それを受け取った契丹皇帝が北宋皇帝の誓書を引用したうえで返答の誓書を返送した。

誓書の内容は、北宋から契丹へ毎年贈られる歳幣（絹20万匹・銀10万両）の規定、国境侵犯の禁止、盗賊の引き渡し、国境付近の軍事施設の増設禁止を定めたもので、戦争を抑止して平和関係を維持するための一種の平和条約としての意味を持っていた（古松 2007・2009）。誓書の規定のほかに、両国皇帝の擬制親族関係、毎年定期的な使節団の交換、国境近くに公定交易場である榷場を設けておこなう管理貿易などが定められた⁽¹⁹⁾。

このとき定められた擬制親族関係では、年長の北宋真宗が兄となり、年少の契丹聖宗が弟となることが定められた。以後もこの二人の関係を基準として、両国皇帝間の親族呼称が変遷していくことになる。これは、両国が名分上完全に対等な関係となったことを意味する。

盟約の内容じたいは、第一次契丹・北宋間和平関係、さらには契丹・後晋関係までさかのぼるものであり、必ずしも目新しいものではなかったが（毛利 2006）、対等な南北二大国の安定した平和共存体制を確立した点で、歴史上画期的な意義があったことは疑いない（古松 2011B）。

さて、百年を超える平和共存を可能にした両国関係のしくみには、どのようなものがあったのであろうか。

まず第一に、両国ともに誓書に定める内容をよく遵守して、正面からの軍事衝突を避けたことである。とくに国境の画定と管理が重要で、11世紀の後半にははじめはあいまいなところのあった河北西部から河東にかけての山間地帯に位置する国境でも、界壕や積み石などの標識を設けて国境線を可視化し、両国の国境近くの出先機関が厳密に管理していた。密貿易をふくめ違法な越境者を完全に禁圧することはできなかったものの、軍事行動を抑止することに成功したのである（古松 2007・2009）。

第二に、両国政府間で、文書を用いて頻繁に実務交渉をおこなったことである。もっとも基本的な文書は、国境近くの両国出先機関（州や軍といった地方政府）が窓口となってやりとりする「牒」と呼ばれる平行文書であった。文書の発給者は出先機関の政府あるいは官僚であったが、重要案件については中央政府の指示を仰ぎ、ときには皇帝や中央政府の命令文書を引用することで、出先機関のあいだの牒文書が両国朝廷どうしの交渉の機能を果たすことも可能であった。さらに重大な案件の場合には、国信使に文書を持たせて、特別に交渉をおこなった。より事態が深刻化した場合には、泛使と呼ばれる臨時の特使が相手国朝廷へ遣わされて、文書・口頭での交渉をおこなうこともあった。問題の解決に向けて、両国政府が様々なレベルで交渉を重ねていくしくみが整備されたのである（古松 2010）。

第三に、国信使と呼ばれる使節団を定期的に派遣したことである。契丹・北宋両国朝廷ともに、毎年正月・聖節（皇帝の誕生日）の祝賀儀礼に参加する国信使使節団を相互に任命・派遣した。国信使は本国皇帝から相手国皇帝に宛てた国書を奉呈し、口頭の伝言を伝達して、両国皇帝間を結ぶ媒介となり、両国間の友好関係をたえず維持し更新する機能を果たした（古松 2014）。百年あまりにわたって、毎年数千キロもの道のりをたどって百人規模の大使節団が複数往還したのである。儀礼の一部を構成する国書については、対等な個人間でやり取りされる書簡の形式である「致書」文書が用いられ、通

常の国書の内容はわずか八句から成る時節に応じた友好関係を称揚する美辞麗句であった（中西 2005）。両国皇帝が国書に捺す印璽は「御前之寶」で、外交上は契丹・北宋間のみで用いられるもので、その他の国に対する文書とは明確に区別がなされた（毛利 2015）。国書の書式・印璽・紙・函・包装に至るまで入念に定めることで、対等な関係である相手国への特別な尊重を相互に示したのである。以後 13 世紀初頭に至るまでの多国体制下におけるユーラシア東方は、王朝間の使節往還が非常にさかんな時代として特徴付けられる。

この盟約にもとづく契丹と北宋の安定した共存関係について、筆者はかつて「澶淵の盟締結にともない定められた平和維持のための規定など、両国が対等な国家として共存するためのしくみと、そのしくみによってユーラシア東方で維持された複数の国家が共存する国際秩序の双方を包み込んで、「澶淵体制」と呼ぶ」と述べたことがある（古松 2007）。今ふりかえれば、この「澶淵体制」の定義づけはやや粗放で説明不足なところがあり、若干の補足を要する。すなわち、前近代における複数の王朝間の関係とは、基本的には「別個の二国間の関係の束」であって、全体として一つのシステムをなしていたわけではないことは自明とはいえ注意せねばならない⁽²⁰⁾。11～12 世紀のユーラシア東方においても、言うまでもなくこの盟約の効力がおよぶのは契丹・北宋間関係のみであり、「澶淵体制」がひとつの体制としてユーラシア東方全体を覆っていたわけではない。それでも筆者があえて「体制」の語を用いた意図は、盟約による契丹・北宋の平和共存がこの時代（とくに後述する 1040 年代以後）のユーラシア東方における多国体制の前提となったことや、盟約の締結がその後のユーラシア東方のほかの王朝間関係のモデルとして長きにわたって大きな影響をおよぼしたことを重視してのことであった。

なお、契丹・北宋関係は名分のうえでは対等であったが、実質的にそうであったとは言いがたい。そもそも先述のとおり、誓書の作成・提出は北宋が先であった。つまり、北宋が先に誓いを立てて、それを受けて契丹が北宋からの文書を引用したうえで、みずからの誓いの語を加えて回送するという手順をふんだのであった。上下関係にある誓表・誓詔の交換の場合、誓表が先で誓詔が後に送られる。これと同様に、誓書を後で送付した契丹が厳密に言えば上位とすることになる（毛利 2013A）。また、契丹の国信使が北宋の国都開封で挙行する儀礼では、儀式的なかで契丹語が用いられ、国信使使節団中の契丹人の契丹着用・帯刀・契丹式拝礼と舞踏礼が許可されていたが、これは明らかに盟約締結時の軍事面での実力差を反映して、北宋が契丹側に譲歩して認めたものであった（古松 2014）。当時のユーラシア東方の国際情勢のなかで、北宋が契丹よりも明らかに劣位にあったことは銘記されるべきである。

(四) 11 世紀ユーラシア東方の多国体制

澶淵の盟の締結により、ユーラシア東方全体がすぐに安定に向かったわけではない。盟約と前後して、契丹はモンゴル高原中央部（北モンゴル）の遊牧集団九姓タタル（トクズ=タタル、^{ジュブツ}阻卜）に掣肘をくわえ、拠点支配を開始している⁽²¹⁾。さらに、盟約締結後の 1010 年代には、契丹は高麗と対立して全面戦争に突入し、おおいに苦戦しながら最終的には高麗を屈服させている（池内 1937）。契丹は北宋との関係改善を背景に、周辺諸国にたいする積極策に出たとみてよい。

くわえて、10 世紀後半、オルドス南部から陝西北部一帯より夏州タングトが次第に台頭する。夏州タングトは勢力を拡大するなかで、西の靈州（のち興慶府と改称）へ拠点を遷し、1040 年代には李元昊が西夏の建国を果たす⁽²²⁾。以後、西夏は契丹と北宋の二大国にはさまれるかたちで独立を維持し、金の勃興以後の動乱もくぐり抜けて、モンゴルが台頭する 13 世紀初めまで繁栄を続けることになる。

ユーラシア東方情勢の安定化という意味では、西夏台頭を契機として、1042 年に契丹・北宋間で第二次盟約を結んだことと、北宋・契丹と西夏とのあいだで和約が成立したことが重要であった（古松 2011B）。前者では、歳幣を増額するとともに（絹 30 万匹・銀 20 万両）、澶淵の盟で定められた平和維持のための規定をより緻密にとりきめた。北宋と西夏のあいだでは、澶淵の盟にならった盟約（誓表・誓詔の交換）が結ばれた（金成奎 2000）。一方、契丹と西夏は、中央ユーラシアの遊牧王朝の伝統に根ざして、君主の一族どうしが通婚する舅甥関係となる（藤野 2017）。

こうして、11 世紀半ばごろには、ユーラシア東方において、契丹・北宋・高麗・西夏・チベット（青唐）・西ウイグル・カラハン朝・タタル（阻卜）などの多国がおおむね安定的に並存するようになった。いずれの王朝も契丹とのあいだで、盟約・通婚・冊封・朝貢など何らかの政治的関係を結んでおり、軍事的にもっとも強大であった契丹を中心とする国際秩序というべきものが成立していたとみてよい⁽²³⁾。

(五) 北宋・契丹の自他認識

公式には対等な関係で共存した契丹・北宋の両国ではあったが、内向きにはお互いをどのように認識していたのであろうか。そして、他国との関係性がみずからの王朝についての自己認識や王権のありようにいかなる影響を及ぼしたのであろうか。こうした問題にかんする研究が比較的進んでいる北宋からみておこう。

周知のように、北宋の支配者層は、公的には対等な関係となった契丹のことを、内部では一貫して「夷狄」とみなしつづけていた⁽²⁴⁾。そして、契丹や後述する西夏のように、けっして屈服させることのできない「夷狄」の存在に直面して、「中国（中華）」と「夷

狄」を区別する「華夷の別」を強調するようになる。その一方で、盟約を結んだ契丹や西夏と公的な交流をさかんにおこなうようになったため、これらの「夷狄」を化外の存在として放逐することができず、盟約の締結は「中国」の徳によって「夷狄」を手懐けたものであるという言説を持ち出して、契丹や西夏にたいする軍事的劣勢という現実を糊塗したのである。こうして、北宋では為政者や士大夫などのあいだで、自分たちこそは「夷狄」と異なる「中国（中華）」の主であるという自尊意識が顕著になり、その後の宋代の思想・文化の形成に大きな影響を及ぼしていくことになる⁽²⁵⁾。

これに対して、契丹については研究があまり進んでおらず、史料を逐一挙げて詳細に論ずる必要があるが、紙幅の都合でその余裕がないため他日に期することとし、ここではあらしを略述するにとどめざるを得ない。

契丹の支配者層は、軍事力で北宋にたいして優位に立ったことを背景に、やはり内向きには北宋を蔑視していた。たとえば、聖宗皇帝の事績を記す「聖宗哀冊」（聖宗没後の喪葬儀礼で読み上げられたあと陵内に収められた石刻）では、澶淵の盟について、信義に背いて契丹に侵略してきた北宋を聖宗が征伐し、これに屈した北宋側の請願に従って講和に至り、盟約の締結は聖宗の覇業の完成として特筆大書されている⁽²⁶⁾。

そして、軍事面での優越意識を背景に、盟約締結後の北宋との交流において、契丹の遊牧武人としての表象をあえて前面に押し出したと思われる。たとえば、北宋朝廷へ毎年派遣される国信使の使節団のうちの契丹人については、先に述べたとおり、儀礼のなかで契丹語を話し、契丹武人の衣冠を身に着けて帯刀し、契丹の拝礼・舞踏礼をおこなった。契丹皇帝が毎年正月・聖節に北宋をはじめとする各国の使者を迎える祝賀儀礼については、澶淵の盟の直後には北宋使者を受け入れるために新たに造営された都城である中京の宮殿でおこなわれることが多かったが、1030年代の興宗夷不葺の時代以後になると、基本的には広平淀と呼ばれる広大な窪地に設けられた契丹朝廷の冬营地（冬捺鉢）の天幕（オールド）で举行されるようになる。一貫して遊牧民の移動生活を維持していた契丹の支配者たちは、儀礼をおこなう場として、あえて都城の宮殿よりも冬营地の天幕を選好したのである。ここからは、中華の主を標榜する北宋にたいする契丹支配者層の劣等感など微塵も感じられない。むしろ、遊牧民たる契丹固有の風習とそれを背景にした武威に強い矜恃をもっていたことがうかがえる（古松 2011A）。

その一方で、契丹はもとより建国後の早い段階から中国本土北辺を版図に組み込んで漢人官僚も多く抱え込んだため、中原王朝の制度をおおいにとりこみ、契丹朝廷での儀礼や服制は契丹式と漢式の二元制であった。こうした素地もあって、武威のみならず制度典章の面でも中原王朝（＝北宋）に劣らないという自負が生まれ、11世紀半ば以後にはみずからを「中国（中華）」とみなす意識が鮮明になってくるとともに、史書の編纂な

どをつうじて中国王朝としての正統性をも主張するようになる⁽²⁷⁾。ようするに、瀟湘の盟以後の北宋との密接な交流のなかで、北宋との違いを強調する「契丹」としての意識と、北宋に対抗する「中華」としての意識が相矛盾することなく、ともに顕現してくるのである。11世紀半ば以後の契丹は、建国以来の騎馬軍力を中核とする遊牧王朝の国制を維持しつつも、中国本土からもたらされた中華思想や華夷思想をその王権のなかに包摂していったとみることができるだろう。

三 金国（女真）の覇権と多国体制の存続（12世紀）

（一）金国の興起と多国体制の存続

女真（ジュルチン）は、東北アジアのツングース系集団（漢語では「東夷」と呼ばれた）のひとつで、渤海の支配下に入った靺鞨と総称される集団の後裔と考えられている⁽²⁸⁾。契丹が渤海へ侵攻した10世紀前半より文献に現れ、旧渤海領とその周辺を中心に、契丹の東北辺境の内外に広く分布していた。

女真のうち、契丹に服属した集団が熟女真と呼ばれ、その支配下に入らなかった集団が生女真と呼ばれた。生女真のなかで、11世紀末に台頭したのが、後に金を建国することになる^{アルチュカ} 按出虎水完顔部とよばれる部族集団であった^{ワンケン} ⁽²⁹⁾。彼らは、黒龍江省ハルビンの東を北流する松花江支流の按出虎水（現在の阿什河）の河谷平野に拠っていた。

契丹皇帝は11世紀に入ってから、春の宿営地の春捺鉢として、現在の^{トール} 洮兒河が^ン 嫩江や松花江に流れ込むあたりの湿地帯へ毎年のように行幸し、拠点都市として長春州（現在の吉林省白城市洮南）を建設する。この春捺鉢が置かれた一帯からさほど遠くない地域に拠った按出虎水完顔部は、海東青・真珠・毛皮などの北方産品をもたらし、契丹とさかんに交易をおこないながら、政治的には契丹に従属して、族長が契丹皇帝より節度使に任じられるようになる。11世紀末より、按出虎水完顔部はこうした交流をつうじて、交易による富を蓄えるとともに、契丹から政治文化を吸収することで台頭したと推測される（古松 2019A）。

12世紀に入ると、按出虎水完顔部と契丹とのあいだで交易や逃亡者の引き渡しなどをめぐって対立が生ずる。ついに契丹に叛旗をひるがえした族長の阿骨打は、1115年（収国元年）に皇帝に即位して金国建国を果たした（太祖）。契丹は阿骨打率いる女真の叛乱の鎮圧に失敗し、南へと進撃した金は、1117年（天輔元年）に遼東を支配下に入れる。遼東平定をきっかけとして阿骨打は二度目の即位宣言を内外に向けておこなう。その後、契丹との和平交渉が失敗に終わり再度戦端が開かれると、契丹を圧倒した金は、阿骨打の晩年までに契丹の支配下にあった主な地域を版図に組み込んでいく。さらに子の呉乞

買（太宗）が後を継いだあと、1125年（天会3年）から翌年にかけて、契丹と北宋をあいっいで滅ぼしたのである。徽宗の子の趙構（高宗）をいただく宋朝亡命政権は江南に逃げ延び、のちに淮水を境としてその南を実効支配するようになる（南宋）。中原では、はじめ金国は黄河以北のみを直接統治下に置き、1130年（天会8年）に北宋の旧臣の劉豫を皇帝とする齊を建国して黄河以南の統治を委任した。しかし、結局は熙宗が即位したあとの1137年（天会15年）に齊を廃して、金が淮水以北黄河以南もあわせて直接統治するようになった。

金国は、軍事力を背景に版図を拡大していく過程で、他国と通好関係を取り結んでいく。まず北宋とは、相手側の提案を受けて交渉を進め、契丹を挟撃する密約を結ぶ。紆余曲折を経て、金が契丹の燕京を攻略したあとの1123年（天輔7年）に両国は盟約を締結し、密約にもとづいて燕京（幽州）一帯を北宋に割譲した（北宋は燕京を燕山府と改称する）。盟約の内容は契丹と北宋のあいだの澶淵の盟を踏襲し、誓書を取りかわし、両国は名分上対等な関係となるとともに、北宋が契丹へ贈っていたのと同額の歳幣を定めた。この関係は、北宋が背約を繰り返したことによってあっけなく決裂し、前述のように金が北宋を滅ぼすことになる（靖康の変）。

つづいて西夏が1124年（天会2年）に金国にたいして「奉表称藩」し、西夏が誓表を提出し、金国がこれにたいして誓詔を下して、盟約を締結する。両国関係は契丹・西夏間関係を基本的に踏襲したが、名分関係は契丹・西夏間の通婚による舅甥関係とは異なって君臣関係であった。

高麗は1128年（天会6年）に金国にたいして「奉表称藩」し、やはり誓表・誓詔を交換して盟約を締結している。両国関係は、契丹・高麗関係を踏襲するものであった。

齊については、1130年（天会8年）に金の太宗が北宋旧臣である劉豫を「大齊皇帝」に冊封し、黄河以南の統治を委任した。両国の名分関係は、君臣関係でありながら父子関係でもあった。皇帝の劉豫が金の使者と対面する儀礼では「皇帝礼」が認められたといい（古松 2019B）、契丹・後晋間に類似した関係にあったと考えられる。

長らく戦争状態にあった南宋とは、熙宗合剌が即位したあと、曲折を経て1142年（皇統2年、南宋・紹興12年）に誓表・誓詔を交換して盟約を結んだ（皇統和議・紹興和議）。金と南宋は君臣関係となり、金が趙構（高宗）を宋帝として冊封した（外山 1964）。この盟約の締結により、金が南宋の存在を公認し、両国の比較的安定した平和共存関係が確立した。結果として南宋は臨安（杭州）に腰を落ち着けて、王朝の支配体制を整備していくことが可能となった（寺地 1988）。

金は西夏・高麗・南宋いずれとも誓表を奉呈させて誓詔を下すという盟約を締結するかたちで外交関係を樹立している。盟約を締結するという方式はあきらかに契丹・北宋

間の澶淵の盟に由来するものであるが、同じ盟約とはいえ、契丹・北宋間の対等な関係とは異なり、金と西夏・高麗・南宋とはいずれも君臣関係であり、明確な上下関係があったことには注意を要する。

この時代のユーラシア東方の国際秩序について、井黒忍は、「大金皇帝を盟主とし、大金への臣属化を明示する盟約を取り結ぶことで、各国が棲み分け、共存するあり方」であったとまとめている（井黒 2010）。また、かつて筆者は、この金の覇権について、「盟約の締結は、原則のうえでは戦争回避に主眼があつて、必然的に国境の遵守、逃亡者の送還、定期的な使節交換をとめない、そうした平和維持のしくみが澶淵体制を踏襲したものであることは疑いない。そしてこのことは、金が強大な軍事力を用いて周辺国を臣従させながらも、金国皇帝だけが天下で唯一の君主であるとは考えておらず、多国体制を承認していたことを示すにほかならない」と述べた（古松 2011B）。

この対外関係の構築こそが、金国国内の儀礼にも影響をおよぼした。まず太宗時代に北宋など周辺諸国と通好関係を取り結んでいったことを契機として、外国使節を迎えておこなう入見・朝辞儀だけでなく、百官・使者がともに皇帝臨御のもとで正旦・聖節を祝賀する朝賀儀礼が創設された。そして、その場として、のちに都城の上京が造営されることになる本拠地の御寨に、乾元殿と呼ばれる宮殿が初めて建設されたのである。つづく熙宗時代には、即位後間もない 1135 年（天会 13 年）に齊・高麗・西夏の三国使節が参加する朝賀・賜宴・入見・朝辞の各種儀礼が明文として制定された。新都上京で举行される朝賀儀礼に外国使節の参加が不可欠なものだったことが分かる。このうち入見・朝辞儀は、三国使節団が連続して金国皇帝に拝謁する儀礼であった。齊の廃国と皇統和議を経て、あらたに南宋が齊に取って代わったものの、三国という枠組は一貫して変わることがなかった（古松 2019B）。

（二）金宋関係の展開

1142 年の皇統和議（紹興和議）は、北宋滅亡以後の金と南宋の長い対立期を経て、ようやく成立した和議であった。すでに述べたように南宋が誓表を提出して金が誓詔を下して盟約が締結され、金が南宋皇帝を冊封した。盟約では、淮水を国境として画定し、南宋が金に臣従し、銀 25 万両・絹 25 万匹の歳貢が納められることが定められた。

両国間では契丹・北宋間にならって国信使と呼ばれる使者が定期的に往還するようになったが、臨安の南宋朝廷での南宋皇帝と金の国信使のあいだでとりおこなわれる対面儀礼（入見・朝辞儀）に、両国関係がよく現れていた。この儀礼で問題となったのは、殿上で南面する南宋皇帝が起立して、北面する金使よりみずから国書を受け取り、つづけて金国皇帝との伝言のやりとりを立ったままおこなうという儀礼である。皇帝が国書

を受け取る儀礼なので、当時「受書礼」とも呼ばれた⁽³⁰⁾。儀礼中に南宋皇帝が金使にたいして南面することを許された点については、斉の皇帝が認められた儀礼と同様であり、皇帝としての地位を金から認められたことを表象するものであった。しかし、一方で南宋皇帝みずからが起立して国書を受け取ることは、金への臣従を明示するものだった。契丹・北宋間の国信使の儀礼では、国書の函を閤門官が国信使より受け取って開封し、宰相が皇帝の面前で国書を読み上げた。この儀礼から大きく逸脱した受書礼は、南宋政権のひびにとっては屈辱的な儀礼なのであった。

皇統・紹興和議から間もない時期の1145年（金・皇統5年、南宋・紹興15年）に、金国皇帝（熙宗）の聖節（万寿節）を祝賀するために派遣された南宋国信使による記録が、最近中国の研究者によってあらたに発見された。浙江温州の地方志である民国『平陽県志』に収められた宋之才「使金賀生辰還復命表」と呼ばれる文献である⁽³¹⁾。ここには、南宋の国信使が、宮殿が創建されたばかりの東京遼陽府で、皇帝の臨御する儀礼に参加したことが記されている。従来まとまった文献がなかったために不明な部分の多かった皇統和議以後の金国朝廷における儀礼の実態を明らかにする重要な新史料である。

東京滞在中の南宋使節団の行事日程は、のちの樓鑰『北行日録』などより判明する大定和議（隆興和議）以後の南宋国信使の行事日程（豊島2014）とほぼ一致し、契丹・北宋間の国信使滞在日程（古松2014）とも類似するものであった。

宋之才の記録によると、朝辞儀における殿上での儀礼についての記載があり、南宋の国信使が殿上に上がって金国皇帝から国書を受け取り、南宋皇帝への伝言を受ける部分は、「敵国之礼」（対等国の礼）と呼ばれていたことが知られる。これは契丹・北宋間の儀礼を踏襲するもので、接待役（館伴使）で金の高官である張浩は、高麗と西夏には存在しない特別な礼遇であったことを宋之才にたいし明言している。

先に述べたように、金国は南宋・高麗・西夏の三国を臣従させ、契丹とは異なる三国使節団が連続してとりおこなう入見・朝辞儀を制定した。ところが、南宋の使者には契丹・北宋間に由来する国信使の名称や特別な礼遇が認められたのである。南宋と高麗・西夏との扱いのちがいは、じつはことごとく契丹の旧制を踏襲するものだった。ようするに、藩属国の南宋に「敵国之礼」を認めるのは契丹の先例をふまえるものだったことから、金国の支配者たちにとってはさほど抵抗がなかったと考えられる。こうした儀礼は、ユーラシア東方の多国体制ならではの儀礼であり、まさしく「澶淵体制」の影響力を示すものにほかならない。モンゴル帝国がユーラシアおよび中国本土を統合して以後は、もはや現れることはなかった。

金の四代皇帝迪古乃（海陵王）が即位すると、中国本土の統一を目指し、南宋との盟約を破棄し、南方への遠征を敢行するも、無理を重ねた遠征が失敗に終わり、海陵王は

非業の死を遂げる。クーデタにより東京で即位した烏祿（世宗）は、海陵王の死後に中都に入城して大権を掌握する。世宗政権は、北方で契丹の叛乱が起こっていたこともあり、南宋と講和し、1165年（金・大定5年、南宋・乾道元年）にあらためて盟約（大定和議・隆興和議）を結び直す。国境はもとどおりに淮水とし、金・南宋間の名分は君臣関係を解消して叔姪関係に改め、南宋から贈られる歳貢を歳幣と改称して銀・絹をそれぞれ5万ずつ減額した。国内に不安を抱えた金が南宋に譲歩する形となったのである。

名分関係の変更にあわせて、皇帝同士で正旦や聖節などに定期的にとりかわす国書の書式についても、金国皇帝から南宋皇帝に宛てるものは、「詔」から「致書」形式の書簡へと変更され、南宋皇帝から金国皇帝に宛てるものは、「表」から「奉書」形式の書簡へと変更された。本文の句数は前者が8句であったのに対し、後者は10句であった（毛利2016）。

一方、臨安の南宋朝廷でおこなわれる受書礼については、南宋側がこの儀礼を改めて「東京旧儀」（契丹・北宋間の儀礼）に復することを何度も求めたにもかかわらず、金側は断固これを認めることはなかった。以後両国が断交する13世紀初頭まで維持し続けられることになる（井黒2013）。ときの南宋皇帝の孝宗趙昚の受書礼にたいする忌避感は強かったようで、1189年（淳熙16年）に孝宗が生前譲位（内禪）した原因を受書礼に見出す説も唱えられている（毛利2019）。また、金の中都で举行される三国使節の儀礼についても、皇統和議以後より行われてきたものがほとんど変化することはなかった（古松2019B）。毛利英介によれば、大定和議以後の両国関係は、「南宋側から見れば形式的に君臣関係は撤廃されたと理解が可能であるが、金側から見れば実質的に君臣関係は継続していると理解することが可能」であり、受書礼を踏襲したことは、「君臣関係を暗示する諸要素が大定和議にも多く踏襲された中での象徴的存在」であるとした（毛利2016）。

以上のような金宋間の儀礼や国書をめぐる近年の研究により、大定和議（隆興和議）は皇統和議（紹興和議）の基本枠組を維持し、君臣関係から叔姪関係への名分関係の変更が両国関係へ及ぼした影響はじつは少なかったことが明らかになってきた。そもそも大定和議で採用された叔姪関係にしても固定された関係であり、契丹・宋間のような皇帝の代替わりにあわせて変化しうる可変的な擬制親族関係とは根本的に異質なものであった（井黒2013）。あくまでも金国が上位に立ち、けっして平等な関係になったわけではないことに注意する必要がある。ようするに、12世紀の金宋関係、さらにはそれをふまえたユーラシア東方の多国体制を考えるうえで、決定的な意味を持ったのは1142年の盟約（皇統和議）だったと言えるだろう。

(三) 金国・カラ=キタイ（西遼）の東西並立と北方情勢

金が契丹の版図を征服していく過程で、契丹・奚を中心とする旧契丹国配下の遊牧集団の多くが金国に投降し、そのまま金の軍事力の一翼を担うに至った。そのほかに天祚帝のもとを離れて自立した契丹王族の一員の耶律大石に率いられて、西方への移住に活路を見出した契丹集団もいた。耶律大石はゴビを越えてモンゴル高原中央部に達し、そこで当地の牧民集団を糾合したあと、さらに西方に向かい、1132年にカラハン朝の中心地のベラサグンを制圧して、大いなるハンを意味するグル=ハンを称し、中央アジアで「西遼」あるいは「カラ=キタイ」の通称で知られる契丹王朝を再興したのである。カラ=キタイはさらに西のサマルカンド近郊でセルジューク朝・西方カラハン朝の連合軍を打ち破って、モンゴル帝国の登場に至るまでの80年間ほど東西トルキスタンに覇を唱えることになる。そして、ウイグルやカルルクなどのテュルク系集団もまたその間接支配のもとに入った（Biran2015など）。12世紀のユーラシア東方は、マンチュリア・南モンゴル・中国本土にまたがる金国とトルキスタンのカラ=キタイが東西に並び立って覇を唱える構図となったのである（古松2013）。

カラ=キタイは強大で、モンゴル高原中央部にまで影響力を及ぼしていたようである。そのこともあってか、建国当初より一貫して金国が当地に及ぼす政治的な影響力は限定的であった。結果として、金国はモンゴル高原（北モンゴル）の遊牧民にたいし、大興安嶺の東側に沿って防衛線を引かざるを得なかった。この地域の辺境防衛と群牧での馬の生産を担ったのが、先述の滅亡した契丹国からの流れを汲む遊牧軍事集団（契丹・奚・虜軍（テュルク・タングトなどの混成部隊）など）であった。

1161年（正隆6年）、この北辺を守る契丹軍団が海陵王の南征による強引な物資徴発・軍事動員に激しく反発し、大規模な叛乱が勃発する。一部の集団は西方のカラ=キタイへ合流しようという動きを見せ、金国の北辺防衛体制は深刻な危機に陥ったのである。この大動乱に直面して既述の世宗のクーデタという政変が起こり、世宗は国内の安定化を優先させるべく叛乱を平定するとともに、契丹集団の懐柔につとめた。しかし、1177年（大定17年）には北辺を巡視中の契丹人がカラ=キタイへと亡命する大事件が起こり、かつて叛乱に加担した契丹・奚集団にたいする警戒が高まり、彼らを北辺から配置転換することになった⁽³²⁾。

南宋との盟約締結以後、世宗は、ほぼ隔年ごとに合計11度にわたり、夏には中都を離れて南モンゴルのシリングル草原南部の金蓮川へ行幸している。行幸は避暑のための季節移動の意味もあったが、金蓮川はモンゴル高原の遊牧勢力にたいする辺防の拠点であり、世宗の北辺防衛重視を反映しており、カラ=キタイにたいする警戒心がある背景にあったと考えられる（吉野2018・2019）。

世宗時代からつぎの章宗（麻達葛）時代にかけての文献史料によれば、北モンゴルでは金派とカラ=キタイ派の遊牧部族集団が隣接して存在し、その去就は時とともに流動していた状況がうかがえる。1180年代から90年代にかけて、金は「大石（カラ=キタイ）を服従させて属部を羈縻する」という方策を展開し、北モンゴルでみずからの勢力圏を拡大しようとしていたことが知られる（松田 2016）。カラ=キタイと金の対立は南宋朝廷にも伝わっており、実現はしなかったものの南宋では西夏との連携を模索する動きさえあった（佐藤 2004）。

1195年（明昌6年）から翌年にかけては、章宗が三度にわたり大興安嶺西側の北モンゴルへと遠征軍を派遣し、ヘルレン河を越えてオルズ河まで現地の遊牧集団であるタタルを追撃した（白石 2016）。その後、ふたたび金国の守備部隊は大興安嶺山脈東麓へ撤退し、長さ数千キロにおよぶ長大な界壕を建設したのである。この時代の北モンゴルにおけるカラ=キタイと金の角逐のなかで、金と結んで浮上したのがテムジン（のちのチンギス=カン）なのであった（松田 2016）。

なお、先に述べた金国の中都における毎年の正旦・聖節の祝賀儀礼に参加する外国使節団は一貫して盟約を締結していた南宋・高麗・西夏の三国に固定されており、モンゴル高原の遊牧勢力が参加することはなかった。金と友好関係にあった遊牧部族集団（タタル、コンギラト、オングトなど）は、原則としては北方の辺境で交易・朝貢をおこない、金側からの回賜や賜宴を受けており、彼らの中都の朝廷まで来させることはなかった（賈敬顔 1985、程尼娜 2016 など）。その理由としては、国防上の機密保護と財政難の双方があったと考えられる。三国使節団に限定して参加させる正旦・聖節の儀礼は、ある意味で金国のユーラシア東方における覇権の限界を示すものであったと言えるだろう（古松 2019B）。

おわりに——まとめと課題

以上、おもに近年の日本における研究成果に依拠しながら、10世紀から13世紀初頭までのユーラシア東方史を概観してきたが、史料が比較的豊富に残る契丹・北宋関係や金・南宋関係を中心にして、この時代の多国体制にかんする理解が深化してきたことが見てとれる。複数の王朝間での盟約の締結をはじめとして「澶淵体制」の影響がながく及び、多国体制が存続したことを考えれば、おおづかみには一連の時代とみなしてさしつかえないだろう（古松 2011B）。

さらにつけくわえれば、この時代の多国体制を象徴する王朝間関係の事象として、「複数の皇帝が相互に認めあって存在することが常態」だったことが挙げられる（毛利

2013B)。具体的には、皇帝の並存を認め合った王朝として、10世紀の契丹と沙陀王朝（後晋・北漢）に始まり、10世紀後半の一時期と11～12世紀の契丹と北宋、12世紀前半の金と北宋、金と斉、12世紀前半から13世紀初頭までの金と南宋が挙げられる。皇帝間の関係には、契丹や金の皇帝が相手国の君主を皇帝に冊立する明確な上下関係がある場合と、契丹と北宋や金と北宋のように対等な関係である場合の二種があった。12世紀に契丹に叛旗をひるがえして建国した金が、最終的には成立しなかったものの一度は契丹より皇帝に冊封される条件で和平交渉を進めたのも、10世紀以来の先例に従ったものだった。複数の皇帝が同時に並び立ってあい争うことは歴史上何度も見られるが、王朝どうしが公式に相手国の皇帝の存在を相互に承認することが常態となっていたのは、この時代独特の現象であった⁽³³⁾。

先述したように、これまでの多国体制にかんする研究は、契丹・北宋間や金・南宋間の関係史を中心に展開してきた。依拠する文献史料、とりわけ宋代の典籍文献が比較的豊富に残っていること、にもかかわらず2000年代になるまでとくに日本ではほとんど顧みられることのないテーマで研究が手薄だったことを考えれば、当然のことである。しかしながら、多国体制の多元的な特質を明らかにするためには、それ以外の諸国にも目を向ける必要があることは言うまでもない。

本稿ではもはやじゅうぶんに論及する余裕はないが、契丹や金に臣従しながらも独立を維持しつづけた高麗や西夏の対外関係や支配体制は、多国体制をふまえてあらためて検討に値する問題である⁽³⁴⁾。たとえば高麗についていえば、13世紀初めまでの多国体制のもとでは、内向きには君主の呼称や発給文書の名称・形式、祭祀・儀礼などで国王を皇帝になぞらえたり、中央政府機関には唐・宋のそれと同様の名称を用いたりするなど、皇帝にならった「僭擬」というべき自尊姿勢がみられることが知られている（奥村1979・森平2011）。こうした多国体制下の高麗の王権のありようは、高麗王家がモンゴル帝国に服属してその連合体に組み込まれ、王朝を維持することを許されながらモンゴル政権から多くの干渉を受けた13世紀後半から14世紀にかけての時期（事元期）とは明確な対照をなす⁽³⁵⁾。一方、11世紀半ばにユーラシア東方で旋風をおこしたタングトの西夏については、李元昊が建国後に皇帝を称し、独自の元号を立て、みずからの言語を記すための独自の文字を作ったほか、やはり唐・宋にならった中央政府機関を整備している。西夏皇帝は、契丹からは「夏国王」に、北宋からはより格上の「夏国主」にそれぞれ冊封され、この両王朝にたいして名分上は臣従しつつも、国内で皇帝として君臨することは事実上黙認されていたようである。

さらに、これまで中国史あるいは東アジア史とは別個に取り扱われる傾向が強かった中央ユーラシア史あるいは内陸アジア史にまで視野を広げて多国体制について考えるこ

とも必要である。本稿でも不十分なが一部については若干ふれたように、トクズ=タタル（阻ト）、敦煌帰義軍、西ウイグル、カラハン朝、チベット（青唐）、カラ=キタイといったモンゴル高原・チベット高原からトルキスタン方面にわたる諸国・諸勢力の動向は、ユーラシア東方の多国体制とけっして無関係ではない⁽³⁶⁾。したがって、史料の偏在や多言語の壁などの難題はつきまとうが、漢語だけでなく多言語で書かれた典籍・出土文献を活用した内陸アジア史研究の成果にも目を向けていくことが求められる。

最後に、本稿で紹介してきたような契丹や金の動向を中核にすえた多国体制の研究は、宋代史研究とは別個におこなわれる傾向にあった（Endo etc.2018）⁽³⁷⁾。本稿でも若干言及したように、宋代史の領域では、従来長く注目されることの少なかった宋朝の対外関係にかかわる研究が近年進展しつつあり⁽³⁸⁾、筆者が提示するようなユーラシア東方史の枠組のなかにこれらの成果をどのように組み込んでいくかは今後の課題である。

参考文献

日文（五十音順）

李成市 2000『東アジア文化圏の形成』山川出版社（世界史リブレット）

——2018「東アジア世界論と日本史」同『闘争の場としての古代史』岩波書店、283-310 頁（初出 2016）

井黒忍 2010「金初の外交史料に見るユーラシア東方の国際関係—『大金弔伐録』の検討を中心に—」『遼金西夏研究の現在』(3)東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、31-45 頁

——2013「受書札に見る十二～十三世紀ユーラシア東方の国際秩序」平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十～十四世紀を探る』汲古書院、211-236 頁

池内宏 1937「契丹聖宗の高麗征伐」同『満鮮史研究』中世第 2 冊、座右室刊行会、199-263 頁

伊藤一馬 2019「北宋太祖・太宗期の内外軍事情勢と軍事指揮官—都部署を中心に—」『大阪大学大学院文学研究科紀要』59 号、1-35 頁

岩尾一史 2014「古代チベット帝国の外交と「三国会盟」の成立」『東洋史研究』72 巻 4 号、1-33 頁

岩崎力 2018『西夏建国史研究』汲古書院

遠藤総史 2017「未完の統一王朝—宋朝による天下理念の再構築とその「周辺」—」『史学雑誌』126 篇 6 号、36-61 頁

岡崎精郎 1972『タングート古代史研究』東洋史研究会

岡本隆司 2016「「東アジア」と「ユーラシア」—「近世」「近代」の研究史をめぐって—」

- 『歴史評論』799号、37-46頁
- 奥村周司 1979「高麗における八閩会的秩序と国際環境」『朝鮮史研究会論文集』16号、71-99頁
- 金成奎 2000『宋代の西北問題と異民族政策』汲古書院
- 2015「誓書：一〇——三世紀東アジアの安全保障策」『史滴』37号、7-28頁（洪性珉訳）
- 白石典之 2001「9世紀後半から12世紀のモンゴル高原」『東洋学報』82巻4号、1-30頁（逆頁）
- 2016「斡里札河の戦いにおける金軍の経路」『内陸アジア史研究』31号、27-48頁
- 田村實造・小林行雄 1952『慶陵——東モンゴリアにおける遼代帝王陵とその壁画に関する考古学的調査』京都大学文学部
- 寺地遵 1988『南宋初期政治史研究』溪水社
- 外山軍治 1964『金朝史研究』東洋史研究会
- 豊島悠果 2014「金朝の外交制度と高麗使節——二〇四年賀正使節行程の復元試案——」『東洋史研究』73巻3号、33-67頁
- 中西朝美 2005「五代北宋における国書の形成について——「致書」文書の使用状況を中心に——」『九州大学東洋史論集』33号、93-110頁
- 西村陽子 2018『唐代沙陀突厥史の研究』汲古書院
- 坂野正高 1973『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会
- 日野開三郎 1990「五代時代における契丹と中国との海上貿易」『日野開三郎東洋史学論集』16巻、三一書房、359-432頁（初出1941）
- 廣瀬憲雄 2018『古代日本と東部ユーラシアの国際関係』勉誠出版
- 藤野月子 2017「遼・西夏間の外交を巡って——婚姻の側面から見た——」『東洋史研究』76巻3号、72-103頁
- 古畑徹 2018『渤海国とは何か』吉川弘文館
- 古松崇志 2007「契丹・宋間の澶淵体制における国境」『史林』90巻1号、28-61頁
- 2010「契丹・宋間における外交文書としての牒」『東方学報 京都』85冊、271-301頁
- 2011A「契丹皇帝の喪葬儀礼——聖宗文殊奴の喪葬儀礼と慶陵埋葬を中心に——」『遼文化慶陵一帯調査報告書2011』京都大学大学院文学研究科、1-62頁
- 2011B「10～13世紀多国並存時代のユーラシア東方における国際関係」『中国史学』21巻、113-130頁

- 2013「十～十二世紀における契丹の興亡とユーラシア東方の国際情勢」荒川慎太郎・澤本光弘・高井康典行・渡辺健哉編『契丹[遼]と10～12世紀の東部ユーラシア』（アジア遊学 160）勉誠出版、8-20 頁
- 2014「契丹・宋間の国信使と儀礼」『東洋史研究』73 卷 2 号、63-100 頁
- 2019A「金国（女真）の興亡とユーラシア東方情勢」古松崇志・臼杵勲・藤原崇人・武田和哉編『金・女真の歴史とユーラシア東方』（アジア遊学 233）勉誠出版、14-31 頁
- 2019B「金国の正旦・聖節の儀礼と外国使節」『東方学報 京都』94 冊、173-201 頁
- 2020『草原の制覇：大モンゴルまで』（岩波新書シリーズ中国の歴史 3）岩波書店
- 堀敏一 1993『中国と古代東アジア世界—中華的世界と諸民族』岩波書店
- 前田直典 1973「十世紀時代の九族韃靼——蒙古人の蒙古地方の成立」同『元朝史の研究』東京大学出版会、233-263 頁（初出 1948）
- 松田孝一 2016「西遼と金の対立とチンギス・カンの勃興」『13-14 世紀モンゴル史研究』1 号、51-65 頁
- 三上次男・外山軍治 1939「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛乱」『東洋学報』26 卷 3・4 号、59-96・38-75 頁
- 向正樹 2017「北宋真宗の泰山・汾陰行幸—天地祭祀・多国間関係・蕃客—」原田正俊編『宗教と儀礼の東アジア：交錯する儒教・仏教・道教』（アジア遊学 206）勉誠出版、201-217 頁
- 毛利英介 2006「澶淵の盟の歴史的背景—雲中の会盟から澶淵の盟へ—」『史林』89 卷 3 号、75-105 頁
- 2008「一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉—遼宋並存期における国際秩序の研究—」『東方学報 京都』82 冊、119-167 頁
- 2009「十一世紀後半における北宋の国際的地位について—宋麗通交再開と契丹の存在を手がかりに—」宋代史研究会編『『宋代中国』の相対化』汲古書院、271-314 頁
- 2013A「澶淵の盟について—盟約から見る契丹と北宋の関係」前掲『契丹[遼]と10～12 世紀の東部ユーラシア』、44-55 頁
- 2013B「冊封する皇帝と冊封される皇帝—契丹(遼)皇帝と北漢皇帝の事例から—」『関西大学東西学術研究所紀要』46 輯、213-228 頁
- 2015「契丹・北宋間における皇帝間関係の起源と論理に関する一試論」『新しい歴史学のために』286 号、3-20 頁
- 2016「大定和議期における金・南宋間の国書について」『東洋史研究』75 卷 3 号、71-106 頁

- 2019「十五年も待っていたのだ！——南宋孝宗内禅と対金関係」前掲『金・女真の歴史とユーラシア東方』、100-113 頁
- 森平雅彦 2011「朝鮮中世の国家姿勢と対外関係」森平雅彦・岩崎義則・高山倫明『東アジア世界の交流と変容』九州大学出版会、55-68 頁
- 2013『モンゴル覇権下の高麗：帝国秩序と王国の対応』名古屋大学出版会
- 森部豊 2010「河東における沙陀の興起とソグド系突厥」同『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』関西大学出版部、183-209 頁（初出 2004 年）
- 森安孝夫 1997「《シルクロード》のウイグル商人—ソグド商人とオルトク商人のあいだ—」杉山正明編『岩波講座世界歴史 11 中央ユーラシアの統合』岩波書店、93-119 頁（のち森安孝夫『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会、2015 年所収）
- 2007『シルクロードと唐帝国』（興亡の世界史 5）、講談社
- 吉野正史 2018「巡幸と界壕—金世宗、章宗時代の北辺防衛体制—」『歴史学研究』972 号、13-25 頁
- 2019「金代の契丹人と奚人」前掲『金・女真の歴史とユーラシア東方』94-99 頁

中文（拼音順）

- 白玉冬 2017『九姓韃靼游牧王国史研究（8-11 世紀）』中国社会科学出版社
- 程尼娜 2016「金朝与北方游牧部落的羈縻關係」『吉林大学社会科学学报』56 卷 1 号、94-104 頁
- 傅樂煥 1984『遼史叢考』中華書局
- 葛兆光 2004「宋代中國意識的凸顯——關於近世民族主義思想的一箇遠源」『文史哲』2004 年 1 期、5-12 頁（のち同『古代中国的歴史、思想与宗教』北京師範大学出版社、2006、135-151 頁所収）
- 古松崇志 2009「契丹、宋之間澶淵体制中的国境」『日本中国史研究年刊』2007 年、上海古籍出版社、128-170 頁
- 古畑徹 2019「何為東（部）欧亞史：近年来日本古代東亞史研究的新動向」『南開史学』2019 年 2 期、33-49 頁
- 黄純艶 2014『宋代朝貢体系研究』商務印書館
- 2018『宋代東亞秩序与海上絲路研究』中国社会科学出版社
- 賈敬顔 1985「從金朝的北征、界壕、榷場和宴賜看蒙古的興起」『元史及北方民族史研究集刊』9 期、12-23 頁
- 李輝 2014『宋金交聘制度研究（1127-1234）』上海古籍出版社
- 黎毓馨編 2011『吳越勝覽——唐宋之間的東南楽国』中国書店

- 彭善国 2013 「試述 4~11 世紀越窯青瓷在東北的流布」同『遼金元陶瓷考古研究』科学出版社、77-83 頁（初出 2008）
- 孫昊 2014 『遼代女真族群与社会研究』蘭州大学出版社
- 陶晋生 1984 『宋遼關係史研究』聯經出版事業公司
- 2008 『宋遼關係史研究』中華書局
- 2013 『宋遼金史論叢』中央研究院·聯經出版公司
- 2020 『宋代外交史』聯經出版公司
- 万雄飛·司偉偉 2020 「遼代韓德讓墓志考釈」『考古』2020 年 5 期、111-120 頁
- 章兵 2019 『完整的天下經驗：宋遼夏金元之間互動』北京師範大学出版社
- 肖愛民 2014 『遼朝政治中心研究』人民出版社
- 余蔚 2013 「完顏亮遷都燕京与金朝的北境危機—金代遷都所涉之政治地理問題」『文史哲』2013 年 5 期、124-139 頁
- 2015 「遼代斡魯管理體制研究」『歷史研究』2015 年 1 期、54-69 頁
- 曾瑞龍 2003 『經略幽燕（979-987）—宋遼戰爭軍事災難的戰略分析』中文大学出版社
- 趙永春 2005 『金宋關係史』人民出版社
- 周立志 2013 「宋金交聘的新文献《使金復命表》研究」『北方文物』2013 年 1 期、61-66 頁
- 2015 「論宋金交聘的運作流程—以宋之才《使金賀生辰還復命表》為中心的考察」『東北史地』2015 年 2 期、54-61 頁

欧文

- Biran, Michal 2008 *The Qara Khitai Empire in Eurasian History: Between China and the Islamic World*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Endo Satoshi, Iiyama Tomoyasu, Ito Kazuma, Mori Eisuke 2018 Recent Japanese Scholarship on the Multi-State Order in East Eurasia from the Tenth to Thirteenth Centuries, *Journal of Song-Yuan Studies* vol.47, pp.193-205.
- Franke, Herbert and Twitchett, Denis(ed.)1994 *The Cambridge History of China volume 6: Alien Regimes and Border States 907-1368*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rossabi, Morris(ed.)1983 *China among Equals : The Middle Kingdom and Its Neighbors, 10th-14th Centuries*, Berkley and Los Angels: University of California Press.
- Standen, Naomi 2007 *Unbounded Loyalty: Frontier Crossings in Liao China*, Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Tackett, Nicolas 2017 *The Origins of the Chinese Nation: Song China and the Forging of an East*

注

- (1)ユーラシア東方における金国の覇権は13世紀初頭までつづくが、本稿でとりあげる史実はほぼ12世紀末までに限られることにくわえ、1206年のチンギス=カンによるイェケ=モンゴル=ウルス（大モンゴル国）建国を境にしてモンゴル帝国が空前のユーラシア統合を達成していく13世紀は本稿の検討対象からはずしているため、本稿のタイトルは「10～12世紀」とする。
- (2)以下の研究史（2010年ごろまで）の詳細は、筆者の前稿（古松2011B）を参照されたい。
- (3)このころ欧米や台湾における研究を主導し、現在も実証研究として参照価値を持つのが陶晋生1984である。前稿でもその研究史上の功績を特筆して紹介したが、氏はその後も近年に至るまで宋朝を主体とする外交史をテーマとする研究に従事され、長年にわたる研究論文を載録した論文集のほか（陶晋生2013）、新たに宋代外交史を通覧する大著を出版している（陶晋生2020）。
- (4)ここで論文を一つ一つ取り上げる余裕はなく、前稿以後に出版された研究書として李輝2010、黄純艶2014・2018、韋兵2019を挙げるにとどめる。
- (5)10世紀の契丹と中原のあいだの越境について論じたStanden2007、後掲注(25)Tackett2017などが注目される。
- (6)中央ユーラシア史の概念については、杉山清彦2016参照。
- (7)つとに杉山正明が、中国史を中央ユーラシア史とのつながりのなかで考察すべきことを提唱している点は重要である（杉山正明1997・2006）。
- (8)中小の周辺諸勢力を独自の国際秩序を持つ主体的な存在として位置づける視点から「東部ユーラシア史」を構想する研究として、廣瀬2018がある。
- (9)東アジア史、東アジア世界をめぐる議論については、李成市2000・2018、岡本2016などを参照。
- (10)主な論著として堀1993。
- (11)従来さまざまな論者によって提起されてきた各種の「東部ユーラシア史」の議論を整理した論考として、古畑2019参照。
- (12)契丹皇帝の季節移動についての古典的な研究として傅楽煥「遼代四時捺鉢考五篇」「広平淀続考」（同1984所収）、最近の研究として肖愛民2014参照。
- (13)契丹の制度としてのオールドにかんする研究は日本と中国でさかんに行われてきたが、余蔚2015が現段階における研究の到達点を示しており有用である。

- (14) 沙陀の勃興については、森部 2010、西村 2018 などを参照。
- (15) 『冊府元龜』 卷 996、外臣部、責讓、天祐十四年二月。
- (16) たとえば呉越の文物については、2011 年に浙江省博物館で特別展が開催され（図録は黎毓馨編 2011）、契丹の遺跡で出土した 10 世紀前半の越窯青磁など、呉越と契丹との交流をうかがわせる文物が紹介された。契丹遺跡における越窯青磁の出土については、彭善国 2013 を参照。
- (17) 契丹と北宋のあいだの戦争についての軍事史研究として創見に富んだ曾瑞龍 2003 のほか、東部ユーラシア史の視角からみた北宋初期の軍事体制にかんする近年の注目すべき研究として伊藤 2019 を挙げておきたい。
- (18) 澶淵の盟の内容やその歴史的評価については、膨大な研究が積み重ねられてきたが、その紹介は省略し、ここでは宋遼間の外交史を論じた基礎的な研究である陶晋生 1984（大陸版は同 2008）と盟約の誓書原文に日本語訳を附して紹介した毛利 2013A を挙げるにとどめる。
- (19) 韓国の金成奎は、「和議体制」を提唱するとともに、盟約（誓書）の包括的な検討をおこなっている（金成奎 2000・2015）。
- (20) この前近代の王朝間関係の特質は、時代は異なるが坂野正高による清代の朝貢体制（坂野自身は「体制」の語を避けて「朝貢関係」と呼ぶ）にかんする著名な説明にもとづく（坂野 1973 「朝貢関係—「叩頭」問題」78 頁）。
- (21) 九姓タタルと契丹の関係については、古典的研究として前田 1973、近年の研究として白石 2001、白玉冬 2017 参照。
- (22) 夏州タンゴトの興起から西夏の建国に至るまでの包括的な研究として、岡崎 1972、岩崎 2018 参照。
- (23) 契丹は、10 世紀前半の建国当初より、モンゴル高原（北モンゴル）をつうじて中央アジア方面へと連結する幹線ルートを形成し、断続的に西ウイグルなど中央アジア諸国と通好関係を結んでいた。11 世紀以後になると、西夏や西ウイグル、カラハン朝とは友好関係が基調にあり、交易がいっそう盛んになった。契丹の本拠地上京にはウイグル商人の拠点が建設され、中国本土の北宋をふくめユーラシア東方をまたぐ交易活動に従事していた。ウイグル商人の通商網については、森安 1997 を参照。
- (24) 北宋の為政者たちの対契丹認識の多義性については、陶晋生 1984 所収「北宋朝野人士對於契丹的看法」参照。
- (25) 葛兆光 2004 などを参照。そのほか、関連する近年の新しい研究として、契丹との対峙のもと 11 世紀の北宋でナショナリズムの原型というべきものが誕生したことを論じた Tackett 2017、北宋が「漢唐旧疆」を中核に朝貢体制を構築し、その内側の勢力については節度使に、その外側の勢力については国王・可汗王に封ずるという、明確な区別があったことを明らかにしたほか、北宋の朝貢体制が遼朝（契丹）の朝貢体制と並存していたことを論じた黄純艶 2014・2018、

北宋による周辺勢力にたいする冊封と天下秩序について論じた遠藤 2017、澶淵の盟締結のあとに北宋の真宗皇帝がおこなった泰山・汾陰祭祀をとりあげ、祭祀に外国使節が多く参加していることを手がかりに、多元的な王朝間関係が皇帝権力の一元性を支える構図がみられると論じた向 2017などを挙げておく。

- (26)張儉「文武大孝宣皇帝哀冊文（聖宗皇帝哀冊）」（太平 11 年(1031)、拓影：国立奉天圖書館編『遼陵石刻集録』奉天省公署印刷局、1934 年、23 頁など、録文：『満洲金石志』巻 1、45～46 葉、田村・小林 1952、126 頁など）。そのほか、新出の耶律隆運（韓德讓）墓誌銘（統和 29 年（1011）、録文：万雄飛・司偉偉 2020）にも同様の記述がみられる。また、第二次盟約についても同様の認識を持っていたことは、「大遼國尚父于越宋王墓誌銘（耶律仁先墓誌銘）」（咸雍 8 年(1072)、拓影・録文：遼寧省博物館編『遼寧省博物館藏碑誌精粹』文物出版社、2000 年、190 頁）、耶律儼「道宗仁聖大孝文皇帝哀冊」（乾統元年(1101)、拓影：『遼陵石刻集録』32 頁など、録文：『満洲金石志』巻 2、35 葉など）参照。
- (27)『遼史』巻 34、文學傳下、劉輝傳。
- (28)靺鞨・女真に至る東夷の系譜についてまとめた近年の研究として、古畑 2018 参照。
- (29)金国建国に至る女真集團の動向にかんする近年の研究として、孫昊 2014 参照。
- (30)受書礼をめぐる問題については、趙永春 2005、井黒 2013 参照。
- (31)民国『平陽県志』巻 63、文徵内編参照。『全宋文』巻 3989、第 182 冊、114～8 頁（上海辞書出版社・安徽教育出版社、2006 年）に収められる。この文献を紹介したのは河北大学の周立志である（周立志 2013・2015）。
- (32)契丹の叛乱の史実については、三上・外山 1939 参照。金代の北辺防衛体制の変遷過程については、余蔚 2013 参照。
- (33)皇帝の相互承認については、毛利英介が一連の研究のなかで、契丹・沙陀関係に由来する非中華的起源を想定している。毛利 2006・2013B・2015 参照。
- (34)西夏・高麗の動向もふまえた 11 世紀後半のユーラシア東方の国際関係については、毛利 2008・2009 がある。
- (35)モンゴル帝国の覇権のもとでの高麗については森平 2013 参照。
- (36)この方面の研究については、紙幅の都合で本稿では一部をのぞき十分に論及する余裕がなかったが、別の機会に改めて整理・紹介したい。
- (37)遠藤総史は、本稿でとりあげてきたような諸研究を「東部ユーラシア論」と呼び、それらの研究が「東南アジア・中国西南史を事実上無視してきた」ことを問題視している（遠藤 2017）。
- (38)一部ではあるが前掲注(25)で紹介した。